

岡崎市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、指定障がい福祉サービス事業、指定障がい者支援施設、指定特定相談支援事業、指定障がい児通所支援事業、指定障がい児入所施設又は指定障がい児相談支援事業を行う又は設置する者（以下「施設設置者・事業者」という。）が、その所属する職員に対し、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）に規定する相談支援従事者初任者研修を受講させるために必要な費用の全部又は一部を負担又は補助する事業（以下「補助事業」という。）を実施した場合に、事業実施に要する費用の一部を予算の範囲内で岡崎市相談支援従事者初任者研修受講料補助金（以下「補助金」という。）として交付することとし、その交付に関して、岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年岡崎市条例第15号）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、施設設置者・事業者が運営する市内の施設・事業所に所属する職員の資格取得を支援することにより、所属する職員のキャリアアップの支援並びに相談支援専門員の確保及び増員を図ることにより、市内の相談支援体制の整備を支援することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付対象となる事業者は、市内において事業を行う施設設置者・事業者とする。（以下「補助対象事業者」という。）

(補助対象経費)

第4条 事業実施年度内に補助対象事業者が負担又は補助した相談支援専門員の資格を取得するための相談支援従事者初任者研修の受講料（以下「研修受講料」という。）のうち、次に掲げる経費を合算したものを対象とする。

- (1) 補助対象事業者が研修機関に直接支払った研修受講料
- (2) 補助対象事業者の職員が負担した研修受講料に対して、補助対象事業者が職員に支払った補助金等の経費

(補助金の額)

第5条 この補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合算額から、寄附金等その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算

出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、その額が 1 人あたり 25,000 円を超える場合にあっては、1 人あたり 25,000 円を限度額とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助対象事業者は、規則第 5 条の規定に基づき市費補助金等交付申請書（様式 1）に当該申請書に掲げる書類を添えて、補助事業実施の前に交付申請しなければならない。

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 8 条 市長は補助金の交付を決定する場合において、補助対象事業者に対し、補助目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 研修受講者は、補助事業開始時点で市内の施設・事業所に勤務しており、補助事業修了後も引き続き市内の施設・事業所において勤務する意思があること。
 - (2) 補助事業実施後において、研修が実施される場合は、当該研修の結果について、書面により報告すること。
 - (3) 補助対象事業者から職員へ補助した額について、職員より事業所へ返還が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
 - (4) この要綱に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 2 前項の条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請の取下げ)

第 9 条 補助対象事業者は、第 7 条第 2 項の規定による通知を受理した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更等の承認)

第 10 条 補助対象事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめその内容を記載した市費補助事業等変更承認申請書（様式 2）（以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合においては、あらかじめその内容を記載した変更承認申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 3 補助対象事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、第 1 項若しくは第 2 項の変更承認申請書の提出又は前項の報告があった場合には、必要に応じ補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第 11 条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けた場合を含む。）は、事業完了の日から起算して 20 日を経過した日又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに規則第 10 条の規定に基づき市費補助事業等実績報告書（様式 3）に当該報告書に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに当該補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 市長は、前条の規定により確定した額の補助金を補助事業者からの請求により交付するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条に規定する場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第8条第1項第2号の報告を受け、研修を受講した事実が認められなかった場合、また、同条同項第3号の報告を受けた場合において、補助金の交付額の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。